

地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する
環境配慮基準
(香川県地球温暖化対策推進計画 別冊)

(案)

令和8年○月策定

香川県

<目次>

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 基本的事項 | 1 |
| 1 趣旨 | 1 |
| 2 基準の位置づけ | 1 |
| 3 基準の対象 | 2 |
| 4 国の基準 | 2 |
| 5 基準の見直し | 3 |
| 第2章 県基準の内容 | 4 |
| 1 基本的な考え方 | 4 |
| 2 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(除外区域) | 4 |
| 3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項 | 5 |
| 第3章 促進区域の設定等に当たっての留意事項 | 13 |

第1章 基本的事項

1 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)の改正(令和4年4月施行)により創設された、地域脱炭素化促進事業制度は、地域との円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域の環境保全や課題解決に貢献する地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進するものです。

この制度において市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進事業の対象となる区域の設定、地域の環境の保全のための取組み、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組み等を、法に基づき市町村が策定する計画(地方公共団体実行計画)に位置づけて定めるよう努めることとされました。

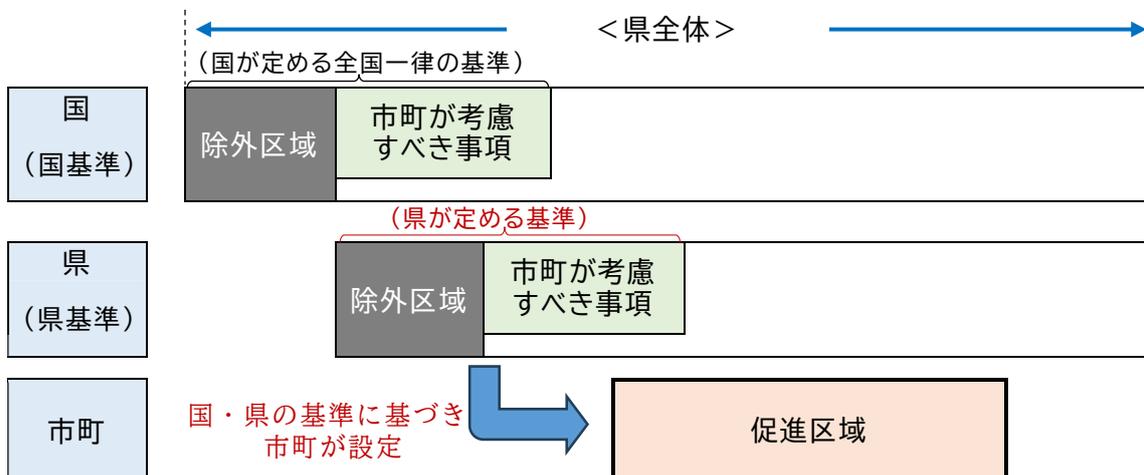
また、都道府県は、市町村が定める促進区域の設定に関して、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮することを確保するための基準を定めることができることとされました。これを受けて、本県では、脱炭素社会の実現に向け、太陽光を中心とした再生可能エネルギーが地域と共生した形で導入され、県内市町が地域脱炭素化促進事業制度をより円滑に進められるよう、「香川県地球温暖化対策推進計画」の別冊として、本県における促進区域の設定に関する環境配慮基準(以下「本基準」という。)を定めるものです。

なお、本基準は、市町が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用されるものであり、再生可能エネルギー事業を行う区域を規制するものではなく、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギー事業には適用されません。

2 基準の位置づけ

本基準は、法第21条第7項に規定する促進区域の設定に関する基準として定めます。

【参考】環境配慮基準と促進区域の関係図



3 基準の対象

本基準の対象となる地域脱炭素化促進事業における再生可能エネルギー発電施設（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の種類は、本県の再生可能エネルギーのポテンシャルや設置形態等を踏まえ、次のとおりとします。

(1) 地域脱炭素化促進施設の種類

太陽光を電気に変換するもの（以下「太陽光発電施設」という。）

(2) 規模、設置の形態、場所等

出力 50kW 以上の施設を対象とします。

ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する太陽光発電施設（環境影響評価法施行令別表第一の第2欄及び第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第5条の4第5項に基づき、本基準の考慮を要せず、国の基準を県の基準とします。

【表1】環境影響評価法施行令別表第一の第2欄及び第3欄に掲げる要件

| 地域脱炭素化促進施設の種類 | 別表第一第2欄 | 別表第一第3欄 |
|----------------------|------------|--------------------|
| 太陽光発電施設 （太陽電池発電所） | 出力4万 kW 以上 | 出力3万 kW 以上4万 kW 未満 |

4 国の基準

規則第5条の2第1項第1号に規定する国の基準「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は表2-1に掲げる区域のとおりです。

また、規則第5条の2第1項第2号及び第3号に規定する国の基準「市町村が考慮すべき区域・事項」は表2-2に掲げる区域・事項のとおりです。

【表2-1】国の基準による促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外区域）

| 区 域 | | 根拠法令 |
|-----|--------------------------------------|---------------------------|
| ① | 原生自然環境保全地域 | 自然環境保全法 |
| | 自然環境保全地域 | |
| ② | 国立公園及び国定公園の 特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域 | 自然公園法、自然公園法施行規則 |
| ③ | 国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 |
| ④ | 生息地等保護区のうち管理地区 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 |

【表2-2】国の基準による市町村が考慮すべき区域・事項

| 区 域 | | 根拠法令 |
|-----|--------------------------|---------------------------|
| ① | 国立公園及び国定公園の区域のうち表2-1以外のも | 自然公園法 |
| ② | 生息地等保護区のうち監視地区 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 |
| ③ | 砂防指定地 | 砂防法 |
| ④ | 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 |
| ⑤ | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 |
| ⑥ | 保安林であって環境の保全に関するもの | 森林法 |
| 事 項 | | 根拠法令 |
| ① | 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 |
| ② | 騒音その他生活環境への支障 | — |

5 基準の見直し

本基準については、香川県地球温暖化対策推進計画において掲げる目標及び施策の実施状況や本県の自然的・社会的状況等を勘案し、必要があると認められるときは、適宜見直しを行うものとします。

第2章 県基準の内容

1 基本的な考え方

県土が狭い本県において、恵み豊かな自然や快適な生活環境を守り、持続可能な発展を図るため、太陽光エネルギーのポテンシャルを最大限に活用しつつ、本県の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、次の考え方を基本に基準を策定します。

- ① 本県の豊かで美しい自然や景観と調和した再生可能エネルギーの推進
- ② 自然環境、生活環境のほか、防災や土地利用などの関係法令の規制等に対応した安全・安心な再生可能エネルギーの推進
- ③ 自然的・社会的条件は地域により様々な実情があることから、促進区域を設定する市町の自主性や裁量が図られるよう、促進区域設定にあたっての制約は必要最小限とすること

2 促進区域に含めることが適切でない認められる区域(除外区域)

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でない認められる区域」は表3に掲げる区域とします。

市町は、表2-1に掲げる国の基準による除外区域と合わせ、これらの区域を促進区域に含めることはできません。

【表3】県の基準による促進区域に含めることが適切でない認められる区域
(除外区域)

| 環境配慮事項 | 区域 | 根拠法令 |
|-----------------------|---------------------|--------------------------------|
| 土地の安定性への影響 | 砂防指定地 | 砂防法 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 |
| | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 |
| | 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 |
| | 河川区域 | 河川法 |
| | 保安林 | 森林法 |
| | 保安施設地区 | 森林法 |
| 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | 香川県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 |
| 植物の重要な種及び重要な群落への影響 | 香川県指定希少野生生物保護区 | 香川県希少野生生物の保護に関する条例 |

| 環境配慮事項 | 区 域 | 根拠法令 |
|----------------------------|---|---------------------|
| 地域を特徴づける生態系への影響 | 香川県自然環境保全地域 | 自然環境保全法、香川県自然環境保全条例 |
| | 香川県緑地環境保全地域 | 自然環境保全法、香川県自然環境保全条例 |
| 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | 国立公園の区域のうち第2種特別地域、第3種特別地域 | 自然公園法、自然公園法施行規則 |
| | 香川県立自然公園 | 自然公園法、香川県立自然公園条例 |
| | 香川県自然海浜保全地区 | 香川県自然海浜保全条例 |
| | 風致地区 | 都市計画法 |
| | 伝統的建造物群保存地区 | 文化財保護法 |
| その他地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項 | 農用地域内農地（営農型太陽光発電など、農地法に基づく立地基準や一般基準を満たし、一時転用許可を受けて設置する農地を除く。） | 農業振興地域の整備に関する法律 |

3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

規則第5条の4第2項第2号に規定する「環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等」（以下「考慮対象事項」という。）は表4に掲げるものとします。

市町は、考慮対象事項について、表2-2に掲げる国の基準による市町村が考慮すべき区域・事項と合わせ、「収集すべき情報」及びその「収集の方法」に基づいて必要な情報を収集し、「促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方」に基づき、促進区域の設定等の検討を行う必要があります。また、促進区域内で行われる事業について、環境の保全を図るため、「適正な配慮を確保するための考え方」に応じた必要な措置が講じられることが確保されるよう、法第21条第5項第5号イに規定する「地域の環境の保全のための取組」として、地方公共団体実行計画へ位置づけることが必要です。

【表4】県の基準による考慮対象事項

| 環境配慮事項 | 収集すべき情報 | 促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方 |
|---------------|--|---|
| | 収集の方法 | 適正な配慮を確保するための考え方 |
| 騒音による生活環境への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設(学校、病院、福祉施設等)の分布状況 ・住宅の分布状況 ・規制区域の区分 | <p>保全対象施設や住宅等への騒音による影響について考慮すること。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境、騒音規制法に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 ・周辺に保全対象施設や住宅が存在する場合は、必要に応じ、騒音の距離減衰式等により騒音レベルを予測し、周辺施設からの適切な離隔や、パワーコンディショナに囲いを設けるなど、騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること。 ・工事の実施に係る作業騒音(建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等)について、適切な措置を講じること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(以下「EADAS」という。) ・関係機関が示す資料 ・住宅地図 ・行政機関 HP | |
| 水の濁りによる影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・取水施設の状況 ・公共用水域の水質状況 ・保護水面の指定状況 ・漁業権の設定状況 ・水産資源を保護培養している海域 | <p>取水施設及びその周辺における水の濁りへの影響について考慮すること。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・用水取水地点や水産業などの周辺区域も含め、水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること。 ・施設の形態、規模、立地等から影響が想定される場合は、沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど環境の保全に必要な措置を講じること。 ・排水先周辺又はその下流部に漁業権が設定された水面がある場合は、漁業権を有する関係者と調整し、必要な対策を講じること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・公共用水域水質測定結果 ・関係機関が示す資料 | |

| 環境配慮事項 | 収集すべき情報 | 促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方 |
|----------------|--|---|
| | 収集の方法 | 適正な配慮を確保するための考え方 |
| 重要な地形及び地質への影響 | 注目すべき地形及び地質の存在 | 学術上高い価値を有する地形及び地質への影響について考慮すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・日本の典型地形、地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院) ・自然環境保全基礎調査 ・日本の地形レッドデータブック ・文献その他資料 ・専門家や関係機関等からの聴取 | <ul style="list-style-type: none"> ・学術上高い価値を有する重要な地形及び地質が存在する場合は、その周辺の環境保全も含め、当該地形の改変を避け、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画とすること。 ・必要に応じて有識者の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、適切な措置を講じること。 |
| 土地の安定性への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域 ・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 ・海岸保全区域 ・地域森林計画対象民有林 ・防災重点農業用ため池 ・特定農業用ため池 ・条例対象ため池 | <p>災害による被害を受けるおそれがある区域等であることを留意するとともに、盛土、切土等による土地の安定性への影響について考慮すること。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・国土地理院地形図 ・土地分類基本調査 ・土地保全図(災害履歴図) ・行政機関 HP ・関係機関が示す資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること。 ・切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合は、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など災害が助長・誘発されないよう適切な措置を講じること。 ・森林のもつ水源涵養等の多面的機能に影響を与えないよう、大規模な伐採を伴う場合は、法令に基づく適切な措置を講じ、所管の行政機関の意見を踏まえた事業計画とすること。 |
| 反射光による生活環境への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設(学校、病院、福祉施設等)の分布状況 ・住宅の分布状況 | 保全対象施設や住宅等への反射光による影響について考慮すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・関係機関が示す資料 ・住宅地図 | 保全対象施設や住宅に反射光が差し込まないように、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルの採用、又はアレイの配置、向き調整、植栽等を施すなど、適切な措置を講じること。 |

| 環境配慮事項 | 収集すべき情報 | 促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方 |
|-----------------------|--|---|
| | 収集の方法 | 適正な配慮を確保するための考え方 |
| 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・香川県指定希少野生動植物種の生息・生育状況 ・香川県指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く) ・環境省レッドリスト ・香川県レッドデータブック ・国・県・市町が指定する動物に関する天然記念物 | <p>対象種の繁殖地、生息地やその周辺の環境への影響について考慮すること。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省レッドデータブック ・行政機関HP ・文献その他資料 ・専門家や関係機関等からの聴取 | <p>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、事業区域内又はその周辺に希少な動物の分布や重要な生息地が存在する場合は、関係行政機関、有識者の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、その改変を避け、又は改変面積をできる限り小さくするなど、その保全に適切な措置を講じること。</p> |
| 植物の重要な種及び重要な群落への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・香川県指定希少野生動植物種の生息・生育状況 ・環境省レッドリスト ・香川県レッドデータブック ・国・県・市町が指定する植物に関する天然記念物 ・香川の保存木 ・特定植物群落 ・巨樹・巨木林 ・植生自然度8・9・10の区域 | <p>対象種の繁殖地、生育地やその周辺の環境への影響について考慮すること。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省レッドデータブック ・行政機関HP ・文献その他資料 ・専門家や関係機関等からの聴取 | <p>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、事業区域内又はその周辺に希少な植物の分布や重要な生育地が存在する場合は、関係行政機関、有識者の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、その改変を避け、又は改変面積をできる限り小さくするなど、その保全に適切な措置を講じること。</p> |
| 地域を特徴づける生態系への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全上重要な里地里山 ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地 | <p>重要里地里山、重要湿地及びその周辺の環境への影響について考慮すること。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・環境省HP ・行政機関からの聴取 | <p>事業区域内又はその周辺に重要里地里山又は重要湿地を含む場合は、事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、配慮を必要とする動植物種への影響を極力回避した事業計画となるよう、関係行政機関、有識者の意見を聴取し、その保全に適切な措置を講じること。</p> |

| 環境配慮事項 | 収集すべき情報 | 促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方 |
|---------------------------------------|---|---|
| | 収集の方法 | 適正な配慮を確保するための考え方 |
| 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 | 国立公園の普通地域 | 周辺景観への影響について考慮すること。 |
| | ・EADAS ・行政機関 HP ・関係機関が示す資料 | 発電設備や付帯設備をその周辺の風致又は景観との調和に十分配慮した色彩とするなど、関係行政機関の意見を聴取し、その保全に適切な措置を講じること。 |
| | 景観形成重点地区 | 主要な景観資源及び眺望景観への影響について考慮すること。 |
| | ・EADAS ・行政機関 HP ・関係機関が示す資料 | 事業区域内に景観形成重点地区を含む場合は、景観法及び各市町景観条例に基づく景観計画に定める景観形成基準等に従い、景観保全に支障がないよう必要な措置を講じること。 |
| | 国・県・市町による史跡・名勝・天然記念物指定地 | 景観資源及び周辺景観への影響について考慮すること。 |
| | ・EADAS ・行政機関 HP ・関係機関が示す資料 | 文化財保護法、文化財保護条例で指定されている文化財については、文化財の現状変更の他、指定範囲内外における保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となる場合があるため、指定文化財の保全と景観保全に支障がないよう適切な措置を講じること。 |
| 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 | キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場 | 当該活動の場の利用形態及び周辺景観に関する影響について考慮すること。 |
| | ・行政機関 HP ・観光関係団体 HP ・関係機関が示す資料 | 事業区域内及びその周辺に当該活動の場が存在する場合は、必要に応じて周辺住民、関係行政機関、利用者及び関係団体の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討し、景観保全に支障がないよう適切な措置を講じること。 |
| | 長距離自然歩道(四国のみち) | 長距離自然歩道及び周辺景観への影響について考慮すること。 |
| ・EADAS ・四国のみちポータルサイト ・関係機関が示す資料 | 事業区域内又はその周辺に長距離自然歩道が存在する場合は、事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、当該歩道の改変を避け、又は改変面積をできる限り小さくするなど、専門家や関係機関等に聴取した上で、その保全に必要な措置を講じること。 | |

| 環境配慮事項 | 収集すべき情報 | 促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方 |
|---------------------------|--|---|
| | 収集の方法 | 適正な配慮を確保するための考え方 |
| その他地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般公共海岸区域 ・洪水浸水想定区域 ・高潮浸水想定区域 | 災害による被害を受けるおそれがある区域等であることを留意し、周辺環境への影響について考慮すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・行政機関 HP ・ハザードマップ ・関係機関が示す資料 | 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・臨港地区 ・港湾隣接地域 | 港湾の利用及び周辺環境への影響について考慮すること。 |
| | 行政機関が示す資料 | 必要に応じて関係機関等に聴取した上で、港湾の開発及び安全かつ円滑な利用に支障のないよう考慮した事業計画とすること。 |
| | 漁港区域 | 漁港の利用及び周辺環境への影響について考慮すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・行政機関が示す資料 | 必要に応じて関係機関等に聴取した上で、漁港の開発及び安全かつ円滑な利用に支障のないよう考慮した事業計画とすること。 |
| | 第1種農地 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則促進区域に含めないようにすること。（営農型太陽光発電など、農地法に基づく立地基準や一般基準を満たし、一時転用許可を受けて設置する農地、農山漁村再エネ法に基づき定める市町村基本計画の設備整備区域及び農業上の再生利用が困難な荒廃農地又は再生利用可能な荒廃農地のうち、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地を除く。） ・第1種農地を促進区域に含める場合は、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用への影響について考慮すること。 |
| | 行政機関が示す資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業による周辺農地の営農条件及び農作物に対する影響を調査・検討し、必要な対策を講じること。 ・農地の利用の集積など地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないよう調査・検討し、必要な対策を講じること。 |

| 環境配慮事項 | 収集すべき情報 | 促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方 |
|---------------------------|------------------------|--|
| | 収集の方法 | 適正な配慮を確保するための考え方 |
| その他地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項 | 林地開発許可における残置森林等の区域 | 林地開発の許可基準である残置森林等として、配慮が必要な区域であることを考慮すること。 |
| | 行政機関が示す資料 | 事業区域内に既に設置済の残置森林等を含む場合は、原則として森林又は緑地を現況のまま保全することとし、その維持管理に支障がないよう適切な措置を講じるとともに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであることに留意すること。 |
| | 要措置区域及び形質変更時要届出区域 | 土地の形質変更について配慮が必要な区域であることを考慮すること。 |
| | ・行政機関 HP ・行政機関が示す資料 | 事業区域内に要措置区域又は形質変更時要届出区域を含む場合は、汚染の拡散を防止するため、土壌汚染対策法に基づき、必要な措置を講じること。 |
| | 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域 | 土地の形質変更による周辺環境への影響を考慮すること。 |
| | ・行政機関 HP ・行政機関が示す資料 | 事業区域内に廃棄物処理法に基づく指定区域を含む場合は、法令に基づく適切な措置を講じること。 |
| | 周知の埋蔵文化財包蔵地 | 埋蔵文化財包蔵地への影響について考慮すること。 |
| | ・行政機関 HP ・行政機関が示す資料 | 事業区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、事業の計画段階において関係行政機関と事前に協議を実施し、法令に基づく適切な措置を講じること。 |
| | 日本遺産認定ストーリー地域 | 日本遺産を構成する資産及びその周辺景観への影響を考慮すること。 |
| | ・関係機関 HP ・行政機関が示す資料 | 日本遺産を構成する資産を保護するため、事業実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、関係機関等に聴取した上で、当該資産とその周辺の風致又は景観の保全に必要な措置を講じること。 |

| 環境配慮事項 | 収集すべき情報 | 促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方 |
|---------------------------|----------------------------|---|
| | 収集の方法 | 適正な配慮を確保するための考え方 |
| その他地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項 | 香川県自然記念物 | 自然記念物及びその周辺景観への影響を考慮すること。 |
| | ・行政機関 HP ・行政機関が示す資料 | 事業区域内又はその周辺に自然記念物が存在する場合は、事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、関係機関等に聴取した上で、当該資産とその周辺の風致又は景観の保全に必要な措置を講じること。 |
| | 設置後の維持管理及び事業終了後の撤去・処分計画の検討 | － |
| | － | 廃棄物処理法等の関係法令や既存のガイドライン等を確認し、発電施設の工事の実施、供用中及び事業終了後に発生する廃棄物について、可能な限りリユース・リサイクルを行うなど、適正に処理するための事業計画を検討すること。 |

第3章 促進区域の設定等に当たっての留意事項

市町は、法第21条第5項の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるに当たって、次の事項に留意する必要があります。

- 1 本基準は、環境の保全の観点から県内一律に配慮を要する事項を定めていることから、次の事項については市町が主体的に検討を行うこと。
 - (1) 環境の保全の観点から考慮することが望ましい事項のうち、市町ごとの地域特性及び対象とする施設の規模・設置形態に応じて配慮を要する事項（特に住民への配慮が必要となる騒音、景観等の事項については、地域特性を踏まえた検討が必要である。）
 - (2) 社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項のうち、市町ごとの地域特性及び対象とする施設の規模・設置形態に応じて配慮を要する事項（特に防災に関する事項のほか、農業、文化財等の事項についても、地域特性を踏まえた検討が必要である。）
- 2 環境省、本県及び所管行政機関と十分な意見交換及び調整を行うこと。

また、促進区域内で実施される地域脱炭素化促進事業が、隣接する市町（県外の市町を含む。）に環境影響を及ぼすおそれがあると考えられる場合は、当該市町との意見交換及び調整を行うこと。
- 3 地域の環境の保全のための取組みは、地域脱炭素化促進施設に係る事業計画の立案から事業終了後の対応を含めた一連の行為を対象として検討を行うこと。